

山梨県公報

第千三百五十八号

平成十五年

二月十七日

月 曜 日

平成十五年二月七日から平成十八年二月六日まで

山梨県告示第七十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間
県道	下神内川石和温泉停車場線	東八代郡石和町大字松本字三門一〇三四番の九地先から東八代郡石和町大字松本字三門一八八番の三地先まで

山梨県告示第八十号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、治水施設と発電利水施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

目 次

救急病院等の認定……………七七
 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………七七
 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………七七
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(八件)……………七八
 都市計画事業の事業計画の変更認可……………八〇
教育委員会
 山梨県立青年の家の管理運営に関する規則を廃止する規則……………八一
 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則……………八一
 山梨県教科用書採択地区の設定の変更……………八一
正 誤
 平成十四年三月二十八日付け号外第十六号中……………八一

告 示

山梨県告示第七十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
白根徳洲会病院	中巨摩郡白根町西野二二九四の二

二 認定期間

一 河川名称 相模川水系 第二嘯川
 二 河川管理施設名称又は種類 河口湖取水施設
 三 河川管理施設的位置 南都留郡河口湖町浅川字片浜千三百九番一地先から富士吉田市旭五丁目二千四百六十二番一地先まで
 四 管理を行う者の氏名及び住所
 1 氏名 東京電力株式会社 代表取締役社長 勝俣恒久
 2 住所 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号
 五 管理の内容
 1 河口湖取水施設の管理は、維持管理及び水門操作とする。
 2 河口湖取水施設の管理は、東京電力株式会社が行う。
 六 管理の期間 平成十五年四月一日から施設を廃止するとき、又は河川の公用を廃止するときまで

山梨県告示第八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡中地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
		一	同	中巨摩郡	同	同	同	同	菩提	五〇九五
		二	同	同	同	同	同	同	同	五〇九六
		三	同	同	同	同	同	同	同	同
		四	同	同	同	同	同	同	同	同
		五	同	同	同	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同	同	同	同		
七	同	同	同	同	同	同	同	同		
八	同	同	同	同	同	同	同	同		
九	同	同	同	同	同	同	同	同		
十	同	同	同	同	同	同	同	同		
十一	同	同	同	同	同	同	同	同		
十二	同	同	同	同	同	同	同	同		
十三	同	同	同	同	同	同	同	同		
十四	同	同	同	同	同	同	同	同		
十五	同	同	同	同	同	同	同	同		
十六	同	同	同	同	同	同	同	同		
十七	同	同	同	同	同	同	同	同		
十八	同	同	同	同	同	同	同	同		
十九	同	同	同	同	同	同	同	同		
二十	同	同	同	同	同	同	同	同		
中下										

山梨県告示第八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡中地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号七号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号七号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
		一	同	西八代郡	同	同	同	同	竹ノ島	三四四五
		二	同	同	同	同	同	同	同	三三九四
		三	同	同	同	同	同	同	同	三七六一
		四	同	同	同	同	同	同	同	同
		五	同	同	同	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同	同	同	同		
七	同	同	同	同	同	同	同	同		
八	同	同	同	同	同	同	同	同		
九	同	同	同	同	同	同	同	同		
十	同	同	同	同	同	同	同	同		
十一	同	同	同	同	同	同	同	同		
十二	同	同	同	同	同	同	同	同		
十三	同	同	同	同	同	同	同	同		
十四	同	同	同	同	同	同	同	同		
十五	同	同	同	同	同	同	同	同		
十六	同	同	同	同	同	同	同	同		
十七	同	同	同	同	同	同	同	同		
十八	同	同	同	同	同	同	同	同		
十九	同	同	同	同	同	同	同	同		
二十	同	同	同	同	同	同	同	同		
竹ノ島										

山梨県告示第八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡中地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域
	平成十一年山梨県告示第百三十二号中の標柱番号四号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十二号の標柱を結んだ線、標柱番号十二号から標柱番号十五号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号十

丸滝	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
十二	南巨摩郡	身延町	丸滝	宮ノ脇	七〇二			
十三			角打	上上行	八九六			
十四			丸滝	宮ノ前	七〇一			
十五				同	六八九			

五号の標柱と同告示中の標柱番号八号の標柱を結んだ線、同告示中の標柱番号四号から標柱番号八号までの標柱を順次結んだ線に囲まれた区域並びに同告示中の標柱番号八号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十六号の標柱を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱番号八号から標柱番号十号までの標柱を順次結んだ線に囲まれた区域

山梨県告示第八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

中尾	急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
八		南巨摩郡	南部町	内船	中尾	九九一六			
七						九九一八			
六						九九三二			
五						九九三六			
四						九九三五			
三						九九二二			
二						九九二二			
一						九九二二			

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号八号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号八号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

山梨県告示第八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

日向	急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
二		都留市	与繩	竹ノ花	二三八				
一					一五八				
二					二三八				
三					二四〇				
四					二四二				
五					一四七				
六					一四八				
七					二四〇				
八					二四〇				
九					二四〇				
十					二四〇				
十一					二四〇				
十二					二四〇				
十三					二四〇				
十四					二四〇				
十五					二四〇				
十六					二四〇				
十七					二四〇				
十八					二四〇				
十九					二四〇				
二十					二四〇				

山梨県告示第八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供す

項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 施行者の名称
若草町

二 都市計画事業の種類及び名称

峡西都市計画下水道事業若草町公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月二十六日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年山梨県告示第三十七号の事業地に若草町大字藤田字宮東、字村東、字蹴出、字白土井及び字双柳、大字浅原字覚頭、大字鏡中条字御崎及び字反田、大字寺部字村附(乙)、字村附(丙)、字村附(丁)、字村附(戊)、字中西(甲)、字御崎(丙)、字南前(甲)、字南前(乙)及び字宮前、大字十日市場字新居道下、大字加賀美字吉原、字西小柳、字鶉土、字伊勢前、字北河原及び字京免の各一部を加え、大字加賀美字餅田字黄賞及び字舎中、大字浅原字中河原(乙)及び字覚頭地内に於いて事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立青年の家の管理運営に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十五年二月十七日

山梨県教育委員会
委員長 渡 邊 彬

山梨県立青年の家の管理運営に関する規則を廃止する規則

山梨県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立高等学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年二月十七日

山梨県教育委員会
委員長 渡 邊 彬

山梨県立高等学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校通学区等に関する規則(昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一身延の項中「富沢町」を削る。

附 則

この規則は、平成十五年三月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十二条の規定による山梨県教科用図書採択地区の設定(昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号)の一部を次のように改正し、平成十五年三月一日から適用する。

平成十五年二月十七日

山梨県教育委員会
委員長 渡 邊 彬

表中

峡 南

西八代(上九一色村・三珠町・市川大門町)
・六郷町・下部町)
南巨摩(増穂町・鯉沢町・中富町・早川町)
・身延町・南部町・富沢町)

を

峡 南

西八代(上九一色村・三珠町・市川大門町
・六郷町・下部町)
南巨摩(増穂町・鯉沢町・中富町・早川町
・身延町・南部町)

に改める。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年三月二十八日山梨県条例第一号（山梨県男女共同参画推進条例）

七 上 終わりから五 行わなければならない 行われなければならない